

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年七月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第七十一号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（貸付条件） 第五条（略） 一―三（略） 四 利率 年〇・三五パーセント（金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証（以下「金融機関保証」という。）の提供が行われる場合は、年〇・一五パーセント）。</p> <p>ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。</p> <p>五（略） 2―5（略）</p> <p>（金融機関保証） 第八条 借主（中小機構を除く。次条、第九条、第十条及び第二十条において同じ。）は、県に対し、原則として金融機関保証を提供しなければならない。</p> <p>（保証人） 第八条の二 借主は、前条の金融機関保証を提供しない場合は、保証人を二人立てなければならない。ただし、知事は、債権保全上の支障の程度に応じて、その人数を変更することができる。</p> <p>2 前条の金融機関保証を提供する借主について、知事が債権保全上支障があると認めるときは、借主は、知事が必要と認める人数の保証人を立てなければならない。</p> <p>3 前二項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。</p>	<p>（貸付条件） 第五条（略） 一―三（略） 四 利率 年〇・三五パーセント。ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。</p> <p>五（略） 2―5（略）</p> <p>（保証人） 第八条 借主（中小機構を除く。次項、次条、第九条、第十条及び第二十条において同じ。）は、保証人を二人以上立てなければならない。ただし、知事が債権保全上特に支障がないと認めるときは、保証人を一人とすることができる。</p> <p>2 前項の保証人は、借主と連帯して債務を負担するものとする。</p> <p>（金融機関による保証） 第八条の二 借主は、県に対し、金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証（以下「金融機</p>

2| 関係保証」という。)を提供することができる。
前項に規定する金融機関保証を提供した借主について知事が債権保全上支障がないと認めたときは、前条第一項に規定する保証人を立てないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この規則による改正後の広島県中小企業支援資金貸付規則(以下「新規則」という。)第八条の規定による金融機関保証の提供が行われる貸付金(保証人を立てなければならない場合を除く。)に係る新規別表第二の五の項から十四の項までに掲げる貸付割合の欄の規定の適用については、これらの規定中「一〇〇分の八〇以内」とあるのは「一〇〇分の九〇以内」とする。